

ケンズパス株式会社

公表年月日 令和2年10月1日

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 2年 10月 1日 ~ 令和 7年 9月 30日

2. 当社の課題

課題1： 出産・子育て等を機に（あるいはそれ以前に）、女性社員が退職する傾向にある。

課題2： 職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度（育児休業を除く）が十分ではない

3. 目標

- ・ 男性の平均勤続年数に対する女性の平均勤続年数割合を70%以上とする
- ・ 短時間勤務制度の利用実績を男女ともに（対象となる層の）50%以上とする

4. 取組内容と実施時期

取組1： 妊娠中、産前・産後休業や育児休業復帰後の配慮や処遇に関して周知する

- 令和 2年 10月～ 妊娠、出産後も女性が働きやすい仕組みの検討
育児休業、介護休業の規程整備
- 令和 3年 10月～ 女性社員に対する周知、ライフキャリアに関する研修
- 令和 5年 10月～ 毎年度に効果測定の実施

取組2： 有給休暇取得を推進する取組を実施する

- 令和 2年 10月～ 現状の取得状況の把握、分析
- 令和 3年 10月～ 年間の有給休暇取得率の目標設定
- 令和 5年 10月～ 毎年度に効果測定の実施

取組3： 属人的な業務体制を見直す（複数担当制、多能工化等によりカバー体制を構築する等）

- 令和 2年 10月～ 社員毎の力量把握の仕組みを検討、職務分析の実施
- 令和 3年 10月～ 半期毎に目標面談の実施
- 令和 5年 10月～ 毎年度に効果測定の実施

取組 4 : 短時間勤務制度を柔軟に運用する（本人の希望に基づく一定上限内でのフレキシブルなフルタイム勤務を実施する）

- 令和 3年 10月～ 本人の希望に応じた柔軟な働き方の規程を整備
- 令和 4年 10月～ 導入説明、社員への希望募集
- 令和 6年 10月～ 毎年度に効果測定の実施

取組 5 : 残業が一定時間数を超える場合は、本人と上司に対する通知・指導等を行う

- 令和 2年 10月～ 各社員毎の時間外労働の把握および分析
- 令和 4年 10月～ 残業時間数に応じて個人面談の実施
- 令和 5年 10月～ 毎年度に効果測定の実施